

大 通 達 甲（警 務）第 13 号
令 和 7 年 4 月 1 日

簿 冊 名	例 規（1 年）
保存期間	1 年

本 部 各 課 ・ 所 ・ 隊 長

警 察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

警 務 部 長

幹部交番の運営に関する規程の運用について（通達）

幹部交番の運営については、幹部交番の運営に関する規程（平成24年大分県警察本部訓令第6号。以下「規程」という。）に基づいて行っているところであるが、その運用については下記のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

なお、「幹部交番の運営に関する規程の制定について」（平成24年3月28日付け大通達甲（警務）第6号）は、廃止する。

記

1 規程の趣旨

幹部交番で処理する事務の範囲を明らかにするとともに、幹部交番所長の職務、当該事務に係る警察署の主管課長（以下「主管課長」という。）との連携等について定めたものである。

2 関係自治体等との連絡調整

規程第3条第1項第4号においては、幹部交番所長の職務の1つとして「関係自治体及び関係機関・団体との連絡調整に関すること」を規定している。

これは、幹部交番の所管区内に自治体及び支部等の本拠を有する関係機関・団体が存在していることを踏まえ、幹部交番所長が、当該自治体等との直接窓口として連絡調整に当たることにより、良好な関係を維持し、及び構築することとしたものである。

よって、幹部交番所長は、当該自治体等との積極的かつ有機的な連絡調整を図ること。

3 主管課長との連携等

規程第3条第2項においては、幹部交番所長が、同条第1項に規定する事務の処理に当たって、主管課長と緊密な連携を図らなければならない旨を規定している。

一方、主管課長についても、規程第4条において、幹部交番所長と緊密な連携を図らなければならない旨を規定している。

これは、当該事務に関して適切な警察措置を行うためには、幹部交番所長と警察署の管轄区域内全般にわたって主管する事務の責任を負う主管課長が緊密な連携を図ることが必要不可欠であるためである。

なお、幹部交番所長は、主管課長の主管する事務に関して、署長又は副署長に報告し、その指示を受けて処理する場合には、当該主管課長を経由し、適切な警察措置を行うこと。

4 地域課長との連携等

幹部交番所長は、幹部交番勤務員を直接指揮監督して、当該幹部交番の所管区内における地域警察の事務を処理するものである。

一方、地域課長についても、警部補以下の幹部交番勤務員の指揮監督権を有しており、自動車警ら班の運用を始め、警察署における地域警察の一体的な運営を行う必要がある場合には、署長、副署長又は地域交通官の指揮監督の下、幹部交番所長と地域課長が緊密な連携を図り、地域警察の事務を処理すること。

(警務課企画係)